

第7期 雲南市農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 令和4年9月21日(水) 13:30～15:02

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(19名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(0名)

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉			

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第185号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第186号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第187号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第188号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第189号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第190号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について
- ・議第191号 雲南市農地情報登録制度取扱要領の一部を改正する告示について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第27回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番佐藤博子委員、18番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合意解約届(農地法第18条第6項通知)の受理について ・農地法第4条第1項第9号(施行規則第29条第1号)届出書(農業用施設用地転用届)の受理について ・災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る届出書の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 最初に議第185号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書5ページ、議第185号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。6ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。 番号1番から3番、〇〇町〇〇地区で地目は畑3筆で関係者は1名、面積は397㎡です。令和4年9月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号4番、〇〇町〇〇地区で地目は田1筆で関係者は1名、面積は765㎡です。令和4年9月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号5番、〇〇町〇〇地区で地目は畑1筆で関係者は1名、面積は129㎡です。令和4年9月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。 番号6番から7番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆で関係者は1名、面積は158㎡で</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>す。令和4年9月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号8番から11番、〇〇町〇〇地区で地目は畑4筆で関係者は1名、合計面積は3,412.95㎡です。令和4年9月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1から11番の各筆数は田1筆、畑10筆の合計11筆、面積は田765㎡、畑4,096.95㎡、合計4,861.95㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然壊廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたしますので、ご審議についてよろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第185号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第185号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第185号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第186号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議第186号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。8ページをご覧ください。図面は、5ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は82㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は車庫です。転用理由は家族の使用する車が増えたため、自家用車の車庫として使用したいとのこと。現在は農用地区域内ですが、令和4年8月17日に事前了承済みです。確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成15年頃から車庫として利用してしまったとのこと。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は100.99㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地、庭、及び管理道です。転用理由は現在の墓地は急傾斜地にあり、崖崩れの危険があるため自宅に近い場所に移転したい。併せて墓地及び裏山の管理道、庭を整備したいとのこと。農用地区域外</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地です。転用理由は現在の墓地が豪雨災害により崩壊したため、自宅付近に移転したいとのこと。現在は農用地区域内ですが、令和4年8月17日に事前了承済みです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地です。転用理由は現在の墓地は離れた山の中にあるため自宅近くに移転したいとのこと。現在は農用地区域内ですが、令和4年8月17日に事前了承済みです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は246㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は住宅と物置、車庫の建築と庭の拡張です。転用理由は家族が増え住宅と物置を増築するため宅地を拡張したい。併せて、庭を整備したいとのこと。現在は農用地区域内ですが、令和4年8月17日に事前了承済みです。確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成6年頃から住宅用の敷地として利用してしまったとのこと。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>なお、申請番号2番については、本日許可相当と認められた場合は、即日許可となります。また、1番、3番、4番、5番の案件は農振除外事前了承済みの案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合、農振除外が決定した後に会長専決により許可となります。</p> <p>また、その中でも申請番号3番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>2番 はい。</p> <p>議 長 はい。どうぞ。</p> <p>2番 2番です。申請番号1番について、推進委員の聞き取りと併せて顛末書をご説明します。申請に至った経過については、平成15年に自己農地へ車庫を建てたつもりが、その農地の中に先般の取得した農地が含まれており、転用目的としては倉庫として平成15、16年に建設したということです。周辺の状況は、自己所有地と市道に面しています。その他で総会に報告する事項ですが、顛末書が提出されており、本人も反省をなさっておられるということです。顛末書について読み上げます。今回、農地転用申請します土地は、平成15年11月に農地法の許可を受けずに造成してしまい、現在に至っております。当時、農地法について十分な知識が無かったとは言え、無断転用したことについて深く反省し、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>お詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守しますので今回の申請につきましては、何卒よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げますということです。審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 6 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 6 番	<p>1 6 番です。申請番号 5 番の件について、聞き取り及び始末書が出されておりますので説明いたします。聞き取りを行ったのは 9 月 1 4 日です。事業計画者、申請地は記載のとおりです。申請に至る経過は、住宅等を増設するために宅地を拡張したい、また庭も併せて整備したいということで、転用目的は宅地の拡張です。使用開始時期は平成 6 年頃からです。周辺へ与える影響ですが、申請地の周囲は全て自己所有地であり問題ないと考えます。選定理由は、自宅に隣接しているからです。その他、雨水等の排水については自家用排水路を設置し既設水路へ接続され、周囲への影響も心配ありません。次に始末書を読み上げます。この度、農地法第 4 条の許可申請をするにあたり、申請地は畑でありましたが、亡き親族が平成 6 年に居宅及び物置を増築し、併せて庭を整備して宅地と一体として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は農地法各法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬように十分注意し、管理を徹底することを固くお誓いいたします。以上でございますので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、議第 1 8 6 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 8 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、はじめに本案件のうち申請番号 2 番を申請のとおり許可することにご異議
	ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 1 8 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 2 番は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
	次に、本案件のうち申請番号 1 番、4 番、及び 5 番は、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ござい
	ませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 1 8 6 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番、4 番、及び 5 番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定
	をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいた
	します。

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に、本案件のうち申請番号3番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件で、また、農用地除外の事前了承ともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第186号農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号3番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合、並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第187号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第187号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は9件の申請が出ております。議案書11ページをご覧ください。図面については22ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は436㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は墓地参拝及び来客用の駐車場として利用したいとのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は1,896㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は就労支援事業所及び駐車場で、就労支援事業所1棟249㎡とプレハブ2棟19㎡を建築されます。転用理由は利用者の増加に伴い施設を拡張するため、申請地に事業所及び駐車場を整備したいとのことです。現在は〇〇町で就労支援事業所施設を運営しておられますが、施設の拡張とサービス向上のため、譲受人が運営する既存の障がい者支援センターに隣接する申請地に施設を移転される計画とのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は合計719㎡で地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は個人住宅で特定建築条件付売買予定地2区画を整備されます。転用理由は申請地を取得し、住宅用分譲地2区画として利用したいとのことです。特定建築条件付売買予定地の申請に必要な3要件ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者の指定する建設業者と</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>建築請負契約を締結すること、もし締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案及び申請書の記載で確認いたしました。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と、全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する通帳の写しが提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしていると判断いたしました。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は149㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、居宅に近く利便性がよいため、駐車場及び宅地進入路として利用したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、昭和62年頃より駐車場及び宅地進入路として利用してしまったとのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は2,019㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は隣接する山林の真砂土採取のための進入路及び不良土仮置場として利用したいとのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。賃借料、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は400㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場で、転用理由は隣接する事業所の駐車場が不足しているため拡張したいとのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は357㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は一般個人住宅で、居宅1棟54.65㎡とカーポート1棟32.35㎡を建築されます。転用理由は家族が増えて現居宅が狭くなったため、申請地に住宅を新築したいとのことです。両申請者は義理の親子であるため売買ではなく使用貸借とされるそうです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は422㎡で地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的及び転用理由は申請地を譲り受けて住宅を新築したいとのことで、居宅1棟127㎡を建築され、残りの2筆は宅地進入路として利用されるとのことです。農用地区域内ですが、令和4年8月17日に農振除外の事前了承が出ております。土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号2番と同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は354㎡で地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で、転用理由は資料館等の来場者用駐車場が不足しているため、申請地に駐車場を整備したいとのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成14年頃より駐車場として利用してしまったとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。なお、申請番号3番と9番を除く案件については農振除外事前了承済みの案件ですので、本日許可相当と決定いただいた場合、農振除外が決定したあと、会長専決により許可となります。また、そのなかでも申請番号2番、6番、8番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。これらの案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますのでご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
15番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
15番	<p>15番です。申請番号4番と5番について補足説明いたします。まず、4番ですが図面資料の33ページをご覧ください。申請地の左下の家屋所有の後継者が申請者でございます。約30年前に家族で〇〇へ移住され、今年に入ってからこの家が売られるということになりました。付属の土地の中に申請地が含まれており、申請地が転用されていないということで、今回第5条の許可申請に至りました。申請地の上の家の方が親戚であり、移住後は家屋と周辺の土地を管理されておりました。今回の譲受人の方は、同じ地区内の方で良く事情を知っておられ、自治会へも参加され活動するという事で問題ないと判断しました。この度、空き家を買われましたが普通車を2台所有されており、この申請地を駐車場として利用したいと聞いています。始末書が出されておりますので読み上げます。私が所有する申請地を昭和62年に母屋の増改築した頃より、自宅に近い場所なので便利が良く、日常的に車を停めて使用しておりました。今日まで農地法の農地転用許可申請手続きをせずに経過したことを誠に申し訳なく存じます。農地法の知識が足りず全く手続きもしなくて、無断で申請地を駐車場のように入用していたことは間違いありません。今後は、法令を遵守し、このような不始末がないように十分注意をいたしますので、何卒寛大なご処置を賜りますよう始末書をもってお願い申し上げます。以上でございます。</p> <p>続きまして、申請番号5番ですが、1,000㎡以上の案件でございますので補足説明をいたします。申請地は、昨年まで畑と田として使用されておりました。経過ですが、事業計画者である申請者は周辺に自己所有地があることから真砂土採取を計画されています。その際に出る山の表土置場を作りたいということで、申請地を借受けることになったそうです。工事の開始時期は令和5年4月を予定されています。面積が大変に広いですが、周囲に全く農地が無く、民家もありません。採取用の重機が常時2台入るそうですが、民家もないということで、周りに影響はないと考えます。真砂土採取であることから土砂の流出を防ぐために仮設の貯水池を造られます。排水は既設の農道側溝へ流す予定で計画されています。また、農道の道路幅は6mあり、大型車両の通行にも支障が無いと思います。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	借受人の申請者は、地元の業者でもあり、以前からずっと地元へ貢献しておられますので、信頼も厚いということで問題は無いと考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 6 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 6 番	<p>1 6 番です。申請番号 9 番について、聞き取りと計画内容について補足説明いたします。9 月 1 9 日に聞き取りを行いましたので報告します。転用目的及び用途ですが、資料館及び記念館の近くに申請地があることから駐車場として利用されております。周辺には駐車場スペースが少なく、苦慮していることから、申請地が非常に便利であるため利用されてきました。そこで、資料館及び記念館の来訪者の駐車場として使用したいということです。宅地及び旧国道に隣接し、会社にも利便性が良いため申請地を選定されました。事業内容と計画面積の必要性については、全体をアスファルト舗装し整備する。マイクロバスでの来訪者もあり、駐車場として使用するためには申請地程度の面積が必要であるということでございます。排水処理は、雨水を既存水路に排水するそうです。被害防止については、全体をアスファルト舗装とするため土砂の流出は無いということです。次に始末書を読み上げます。今般、申請地に駐車場を設置したく申請するにあたり、農地転用許可申請を怠り無断転用していることをお詫び申し上げます。平成 1 4 年頃から記念館及び資料館を開館し、記念館入口を来場者のための駐車場として利用してまいりましたが、空きスペースが限られており苦慮しておりました。申請地の隣接地は、当方の車庫及び昭和 4 4 年には事務所を建設し、現在も倉庫として使用しております。敷地の空きスペースは駐車場として使用しております。幸いに、記念館及び資料館並びに自社と旧国道を挟んだ向かい側に申請地があり、来場者の駐車場として活用いたしました。本来であれば、無断転用であるため申請地を農地へ復旧後に許可申請をしなければなりません。許可後現状と同様に駐車場として利用する計画である事や、当方の勝手な都合であります。申請地を現状のままの許可申請をお願いしたく申し上げます。農地法許可申請が許可されるまでは、申請地を使用しないようロープを張り、駐車場として利用しないことを約束いたしますので寛大なる処理をお願いしたく申し上げます。以上でございますので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	<p>私の方から補足説明をさせていただきます。1 1 ページの申請番号 2 番の件でございますが、図面は 2 6, 2 7 ページをご覧ください。現在、申請地の隣接に障がい者支援センターのディサービス事業所があります。三角のような土地であります。この北側に申請地がありまして、この農地を埋めて就労支援事業の作業場を建設される予定です。建設概要は、1 棟 2 4 9 m²の事業所とプレハブ 2 棟 1 9 m²の建設と残った土地は不足している駐車場に利用したいということございまして、現在の事業所の隣接であることから話がまとまった次第です。1, 0 0 0 m²を超える案件でございますので、推進委員と私の 2 人で現地確認をしたところ。転用目的は施設の増築と駐車場ということでございます。周辺は住宅及び水路が敷設してあり排水は両側にある水路に排出できることから問題ないと判断しました。現在の利用者であります。定員をオーバーするような状況であり、大変に利用者が多いということから現在の狭隘な施設を何とか苦勞して使用されておりました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>が、もうこれからは対応できないという状況から今回の増設計画をされたものでございますので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p> <p>他に補足説明は有りませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第187号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第187号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号3番と9番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第187号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番と9番は申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号1番、4番、5番、及び7番は農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第187号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番、4番、5番、及び7番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号2番、6番、及び8番は島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件であり、加えて、農用地除外の事前了承にともなう申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第187号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番、6番、及び8番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合、並びに県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議第188号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ、議第188号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。今回の設定件数は〇〇町2件、借り受け戸数は1戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願い致します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により〇〇町でご協議いただくこととします。あの時計で14時35分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中に〇〇町でご協議いただいた結果を発表させていただきます。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町分の1番と2番ですが、再設定であり、借受人は推進委員であることから問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第188号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第188号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第189号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農林振興部農政課より説明を求めます。</p>
農政課	<p>それでは、議案書18ページ、議第189号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてをお手元にご用意しております農業振興地域整備計画変更理由書案によりご説明いたします。</p> <p>最初に〇〇町から説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案の1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は22件で、土地の面積は15.5アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。変更土地調書には、変更する土地の地番、地目、面積、土地所有者、事業計画者、変更する理由、転用の確実性を記載しています。まず、整理番号1番からご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は車庫の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号8番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号9番、〇〇の1筆で除外の理由は合併処理浄化槽の整備です。整理番号10番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号11番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号12番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号13番、〇〇の1筆で除外の理</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>由は車庫の整備です。整理番号14番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地進入路の整備です。整理番号15番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張です。整理番号16番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号17番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号18番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号19番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号20番、〇〇の1筆で除外の理由は資材置場の整備です。整理番号21番、〇〇の1筆で除外の理由は合併処理浄化槽の整備です。整理番号22番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。10ページ以降は、変更要件確認表ですが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。また、先月の総会で事業計画図を配布しておりますが、事業計画図の説明も省略いたします。その他の町におきましても、変更要件確認表と事業計画図の説明は省略いたしますのでご了承願います。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は13件で、土地の面積は77.2アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は資材置場の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号3番、〇〇の2筆で除外の理由は物置の整備です。整理番号4番から13番までは、同一の事業計画者による宅地分譲地の整備で〇〇の22筆です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は13件で、土地の面積は17.4アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は農業用倉庫、車庫の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅、ストックヤード、カーポート、物置、駐輪場の整備です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号8番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号9番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号10番、〇〇の1筆で除外の理由は自治会集会所駐車場の整備です。整理番号11番、〇〇の2筆で除外の理由は住宅の増築です。整理番号12番、〇〇の1筆で除外の理由は境内地の拡張です。整理番号13番、〇〇の1筆で除外の理由はカーポート及び物置の整備です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと3ページをご覧ください。除外する件数は9件で、土地の面積は、140.9アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地及び参道の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号8番、〇〇の4筆で除外の理由は太陽光パネルの設置です。整理番号9番、〇〇の3筆で除外の理由は太陽光パネルの設置です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案の用途区分変更について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は3件で、土地の面積は、26.8アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番から3番までありますが、同一の事業計画者による牛舎等の畜産施設の整備で、〇〇の5筆です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は2件で、土地の面積は、15.1アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は砕石、砂、真砂土置場の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。</p> <p>次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は4件で、土地の面積は、2.2アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は物置の整備及び宅地の拡張です。整理番号4番、〇〇の1筆で、除外の理由は携帯電話基地局の整備です。</p> <p>今回の農業振興地域整備計画の変更は、農用地区域からの除外が63件、用途区分の変更が3件でした。また、第1種農地の除外案件が11件、内訳は〇〇6件、〇〇2件、〇〇2件、〇〇1件、追認案件は、〇〇6件、〇〇1件、〇〇3件、〇〇1件、〇〇1件計12件です。以上で説明を終わりますので、審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第189号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、はじめに議事参与の制限に該当する〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分を変更する土地の整理番号1番から3番を除く案件について、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第189号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について、〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分を変更する土地の整理番号1番から3番を除く案件については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>それでは次に、議事参与の制限に該当する〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分を変更する土地の整理番号1番から3番の案件について審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、5番委員にはご退席願います。</p>
	<p>(5番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、整理番号1番から3番の案件について、質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声 あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分を変更する土地の整理番号1番から3番は、提案のとおり妥当として市長へ報告することに異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第189号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について、〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分を変更する土地の整理番号1番から3番は、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>5番委員にはご着席願います。</p> <p>(5番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第190号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第190号雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則についてを説明します。現在、自治体では行政手続きにおける押印の廃止が進められていることに伴い、今回、雲南市農業委員会としましても同様の対応を行うため農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正を行います。また、来年3月には農業委員会の改選に伴う公募が予定されていることから、この改選に向けて様式の改正準備を整えるためでもございます。内容としましては、押印欄を削除することによる様式の変更でございます。20ページから改正文を載せておりますが、新旧対照表の方が分かりやすいですので、27ページを併せてご覧ください。改正文の第1条で雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則、第2条では雲南市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の改正としております。2つの規則はそれぞれで様式を定めておりますが、推薦の手続き等における様式第1号、議案書では27と28ページの新旧対照表をご覧ください。農業委員の推薦申込書の推薦者並びに非推薦者の同意の欄において押印を廃止し、署名とするものです。以下同様にそれぞれの様式におきまして押印の廃止を行うものとしております。この規則の告示日は本日令和4年9月21日、施行日は10月1日からとします。ご審議についてよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>ページ数はたくさんありますがいずれも押印廃止に伴うものであり、書式の変更であることをご理解いただければ良いと思います。質疑は無いようですので終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第190号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	異議なしと認めます。よって、議第190号 雲南市農業委員会の委員の選任に関する規則及び雲南市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則については提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	次に、議第191号雲南市農地情報登録制度取扱要領の一部を改正する告示についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書38ページ、議第191号雲南市農地情報登録制度取扱要領の一部を改正する告示についてを説明します。39ページから改正文を載せておりますが、新旧対照表の方が分かりやすいですので42ページをご覧ください。この要領の改正箇所ですが、先ほどの議案190号と同様に押印削除に伴う様式の変更を行うものです。様式第1号、様式第2号、様式第3号の申込者欄、様式第4号の利用者欄、誓約書の氏名欄の押印を廃止し署名とするものです。この告示の告示日は本日9月21日、施行日は10月1日からとします。なお、この告示は広く市民を対象とすること、告示日から施行日まで期間が短いことから附則で遡及措置を記載させていただき旧様式においても当面の間は受け付けるものとしします。ご審議についてよろしくお願い致します。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第191号雲南市農地情報登録制度取扱要領の一部を改正する告示については提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第191号雲南市農地情報登録制度取扱要領の一部を改正する告示については提案のとおり制定することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (15:02終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____